

ひとり親世帯が受け取れる手当や支援策「手続き」は確実に

「2016年国民生活基礎調査」によると、前回調査からは改善がみられたものの、わが国の相対的貧困率(※)は15.6%にものぼります。とりわけ厳しい状況にあるのがひとり親世帯で、5割超は貧困状態です。

わが国のひとり親世帯のうち、多数を占める母子世帯の就業率は約9割。OECD諸国のなかでも高い割合ですが、半数以上はパートやアルバイト、派遣社員などの非正規雇用で、就労収入は平均181万円とワーキングプア状態です。さらに養育費を受け取る母子世帯は2割以下とわずかで、とても厳しい現実といえます。

●厳しい所得制限「児童扶養手当」

このような世帯の“命綱”となるのが「児童扶養手当」です。離婚などの理由で18歳年度末までの子どもをひとり育てる母子・父子家庭がいずれも対象になります。受給対象になると、医療費の自己負担助成や水道料金等の減免、JR定期券の割引といった生活支援なども受けられるようになります。

手当額は月4万2290円(「全部支給」)。平成29年度価格)、2人目の子どもには月9,990円、3人目以降の子どもには月5,990円の加算があります。たとえば、子どもが2人いる世帯だと月5万2280円です。しかし、子どもの数に応じた所得制限があり、子ども2人のひとり親世帯で対象となるのは、平成28年中の所得(年収から給与所得控除や扶養控除などを引いたもの)が95万円未満の世帯。

なお、養育費の8割は所得とみなされます。実家の親などと同居する場合は住民票が別でも同生計とみなされ、親などの収入も審査の対象となります。自身の所得が制限額に満たなくても、親などの所得が制限額を超えれば手当は受けられません。かなり高いハードルです。

ただし、全部支給の所得要件額を超えると「一部支給」となり、月4万2280～9980円で2人目以降の加算もあります。所得が高くなれば支給額は低減し、子ども2人だと所得268万円以上で手当の対象外となります。

児童扶養手当は子どもと暮らすために必要な所得がどうしても得られない、ギリギリのひとり親に対する“救済策”の位置づけなのでしょう。

●分割支給の動きも

母子世帯の約4割は貯蓄がありません。にもかかわらず、例えば8月に受給申請をしたら、審査結果が出るのは9～10月、手当が支払われるのは12月。手当の支給月は法律で決まっています、12月、4月、8月の年3回にそれまでの4か月分がまとめて支給されます。申請から入金まで4か月もかかるのが実状です。

そこで厚労省はこれを、年6回、2か月ごとの支給に見直しを検討している模様。また、独自の子ども関連施策を次々に打ち出している兵庫県明石市が、児童扶養手当を毎月支給し、受給者と家計管理を振り返ったりするモデル事業を7月にスタートさせたことは、歓迎すべきことでしょう。救済策策なので、申請後すぐ支給、かつ毎月支給が、本来あるべき姿ではないかと思えます。

●申請・現況届…厳格な手続き

どのような公的制度もそうですが、受給するには市区町村役場で手続きが必要です。次の年度から現況届が送られるので、毎年8月に役所に提出すると、受給できるかどうかの通知が来ます。所得要件で受給できなくても、提出すれば台帳に名前が残るので、その後該当したときの再申請が不要になります。なお受給が継続するにもかかわらず現況届を提出しないと、手当はストップします。

また児童扶養手当には、支給開始から5年経過等で、手当額が50%減額される規定があります。就労中・就職活動中あるいは病気や障害等の事情で就労困難である場合は減額されませんが、そのためには「一部支給停止適用除外事由届出書」および証明書の提出が必須です。受給は厳格な手続きとセットとなっています。

●他の手当は別に手続きが必要

児童扶養手当は国の制度ですが、独自のひとり親施策を運営する自治体もあります。たとえば「児童育成手当」は、国の手当とは別に受給できるものです。東京都や千葉県流山市、茨城県牛久市、滋賀県甲賀市などにあり、手当額や所得制限額、手続きなどはそれぞれ異なります。

たとえば東京都の制度は、子ども1人につき1万3500円の手当を、18歳年度末まで受給できます。子ども2人の場合、所得444万4000円未満の世帯が対象と、所得制限は児童扶養手当よりも緩やかです。

受給には申請が必要で、受給していれば翌年6月に現況届が来ます。ただし児童扶養手当と異なり、以前受給していても、前年に受給していなければ現況届は送られず、よって該当のお知らせも来ません。前年所得と所得制限額を突き合わせ、該当したら自ら申請することが必要です。

ひとり親支援には手当以外にも就労支援や子育て・生活支援、無利子・低利の福祉資金の貸付などもあります。これらを活用するには、役所や支援団体でよく情報収集をし、手続きを確実にやる必要があります。

(クルー 清水香)

※所得中央値の50%(=「貧困線」)。平成27年は122万円)を下回る所得しか得ていない人の割合。

クルーセミナー 9/14(木)開催

40代で始める! 50代でも間に合う!
老後貧乏にならないためのマネープラン

講師: 深田晶恵

[参加費]1000円 [会場]中野サンプラザ
※詳細・お申込みはHPまたはお電話で